

1 制定の必要性

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない児童にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの児童もが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていきたい。

2 いじめに対する基本的な考え

(1) いじめとは

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

(2) いじめ防止対策の目指す方向

- (1) すべての児童が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努める。
- (2) 児童が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。
- (3) 児童を大勢の大人の目で見守るとともに、児童や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努める。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた児童の心身の安全を第一に、児童の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

3 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめが起きにくい学校・学級づくり

- ① 違いや多様性を尊重する教師
 - ・教師の人権感覚を高める研修実施
- ② 日々の授業の充実
 - ・「わかる授業」「児童主体の授業」実現のための研修実施

4 いじめの早期発見に向けて

(1) 日常活動を通じた早期発見

- ・教師が、児童と共に活動する時間の確保
- ・職員会、学年会などでの情報交換
- ・相談窓口の設置など、児童が悩みなどを相談できる体制づくり

(2) アンケートやチェックリストの活用

- ・アンケートによる児童の内面把握
- ・出欠等のデータを活用したスクリーニングによる早期発見

5 いじめの早期対応に向けて

(1) 相談体制の充実

- ・相談室や保健室など、だれでも相談できる体制づくり
- ・スクールカウンセラーの積極的な活用
- ・いじめの防止対策組織を中心とした情報共有

(2) 校内いじめ対策委員会の組織と機能的な活動

- ・職員会や教務学年主任会での児童理解や情報の共有
- ・児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応